



## 随意契約理由書

### 1 案件名称

容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダーの点検・整備業務委託

### 2 契約の相手方

トヨタL&F近畿株式会社

### 3 随意契約理由

容器包装プラスチック中継施設の運営においては、別表のショベルローダーにより、容器包装プラスチックの安定的な収集・輸送体制の構築並びに容器包装プラスチック中継施設の円滑な運営を行っている。

ショベルローダーについては、当局所有の車両によって大量に搬入される容器包装プラスチックをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うことから、作業性を考慮した仕様によって当局が発注し、独自の技術で設計製作された特殊仕様・構造のトヨタL&F近畿株式会社製のものである。

この点検・整備業務委託については、労働安全衛生規則第151条の31に基づき自主検査を実施するものであるが、これは1年以内ごとに1回、定期的に、同条に掲げられている事項について義務付けられているものであり、この検査に加え、ショベルローダーを常に正常な状態で稼働させるためには、駆動系統・油圧系統・冷却系統といった箇所を中心として整備を行う必要がある。

上記のショベルローダーの整備を行うにあたっては、特に駆動系、油圧系及び特殊部品の交換に関して、設備特質の構造、機能に加え、補修方法など総合的に把握し、また独自技術を熟知していなければならない。

また、こうした総合的なオーバーホール（点検・整備）と併せて特に重要なメンテナンスを行うことが必要となり、その際には、点検・整備と同時に特殊部品の交換も必要となってくることから、こういった総合的なメンテナンスに対応するには、自社製品に対する独自の技術を熟知し、修繕部品を安易かつ安価に入手できる製造元であるトヨタL&F近畿株式会社に対応可能な唯一の業者である。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

【別表】ショベルローダー配置施設及び型式

施設名	型式		製造車体番号
舞洲容器包装プラスチック中継施設	トヨタL&F(株)	4SD25	10371(舞洲1号)
	トヨタL&F(株)	4SD25	10372(舞洲2号)
住之江容器包装プラスチック中継施設	トヨタL&F(株)	4SD25	10369(住之江1号)

【参考】労働安全衛生規則

第五十一条の三十一 事業者はショベルローダーとうについては、一年を超えない期間ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しないショベルローダー等の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 原動機の異常の有無
- 二 動力伝達装置及び走行装置の異常の有無
- 三 制動装置及び操縦装置の異常の有無
- 四 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
- 五 電気系統、安全装置及び計器の異常の有無

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 (電話番号 06-6630-3234)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平成 27 年度地中熱等導入促進事業調査業務委託 その 1 (先行事例の形成)

### 2 契約相手方

共同企業体 未利用エネルギー活用検討協議会 代表団体 株式会社環境総合テクノス

### 3 随意契約理由

本業務は、大阪市域の地下水が豊富でかつ地上に熱需要の高い事業所が集中しており、地下水の熱利用のポテンシャルが高いことにかんがみ、新美術館を対象に地中熱利用に必要な FS 調査等を行い、パイロットスケールでの先行事例を形成することにより、大阪市内における地中熱の利用促進に資するものである。

この業務を遂行するためには、大阪市域の地盤環境・地下水環境、ヒートアイランド等に関する幅広い知識と経験を有した上で、地中熱技術を利用・導入できるノウハウを有することが求められ、また、業務企画自体に高度な専門性や創造性が必要となることから、事業者には非定型かつ創造的な能力が必要となる。これらのことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号で定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして、公募型プロポーザル方式を採用することとし、大阪市ホームページ上にて企画提案を募集した。

提案のあった 2 団体について、平成 27 年 4 月 10 日に外部の有識者による「地中熱等導入促進事業調査業務委託公募型プロポーザル選定会議」で審査を行い、その結果を受けて、上記団体が最も優れた提案者であるとして選定した。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

環境局 環境施策部 環境施策課 (エネルギー政策グループ)

(電話番号 06-6630-3479)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

此花屋内プール コージェネレーション設備保守点検業務委託

## 2 契約相手方

大阪瓦斯株式会社

## 3 特名契約理由

此花屋内プールにおいては、大阪瓦斯(株)が開発したコージェネレーション設備機器を導入し発電及び温水利用を行っている。

今回のコージェネレーション設備保守点検業務委託は、製造者独自の技術により本システムを構築しており、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また基準どおりの性能を維持できるように保守点検を行い、保守点検期間中の性能維持、故障時の迅速な緊急対応また、修理に必要な純正部品の入手及び取替後の保証等について当該業者の一貫した責任により確実なアフターサービスを実施させる必要があることから、この業務を実施できるのは、製造業者である大阪瓦斯(株)だけである。

上記理由により大阪瓦斯(株)と特名随意契約を行う。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3402)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平成27年度 資源ごみ中継地運営用ショベルローダーの点検・整備業務委託

### 2 契約の相手方

トヨタL&F近畿株式会社

### 3 随意契約理由

資源ごみ中継地の運営においては、別表のショベルローダーにより、資源ごみの安定的な収集・輸送体制の構築並びに資源ごみ中継地の円滑な運営を行っている。

ショベルローダーについては、当局所有の車両によって大量に搬入される資源ごみをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うことから、作業性を考慮した仕様によって当局が発注し、独自の技術で設計製作された特殊仕様・構造のトヨタL&F近畿株式会社製のものである。

この点検・整備業務委託については、労働安全衛生規則第151条の31に基づき自主検査を実施するものであるが、これは1年以内ごとに1回、定期的に、同条に掲げられている事項について義務付けられているものであり、この検査に加え、ショベルローダーを常に正常な状態で稼働させるためには、駆動系統・油圧系統・冷却系統といった箇所を中心として整備を行う必要がある。

上記のショベルローダーの整備を行うにあたっては、特に駆動系、油圧系及び特殊部品の交換に関して、設備特質の構造、機能に加え、補修方法など総合的に把握し、また独自技術を熟知していなければならない。

また、こうした総合的なオーバーホール（点検・整備）と併せて特に重要なメンテナンスを行うことが必要となり、その際には、点検・整備と同時に特殊部品の交換も必要となってくることから、こういった総合的なメンテナンスに対応するには、自社製品に対する独自の技術を熟知し、修繕部品を安易かつ安価に入手できる製造元であるトヨタL&F近畿株式会社が対応可能な唯一の業者である。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

【別表】ショベルローダー配置施設及び型式

施設名	型式		車体番号
東北資源ごみ中継地	トヨタ L&F (株)	4SD25	10603 (東北 1号)
西北資源ごみ中継地	トヨタ L&F (株)	4SD25	10602 (西北 1号)
西南資源ごみ中継地	トヨタ L&F (株)	4SD25	10601 (西南 1号)
東南資源ごみ中継地	トヨタ L&F (株)	4SD25	10604 (東南 1号)
	トヨタ L&F (株)	4SD25	10625 (東南 2号)

【参考】労働安全衛生規則

第百五十一条の三十一 事業者は、ショベルローダー等については、一年を超えない期間ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しないショベルローダー等の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 原動機の異常の有無
- 二 動力伝達装置及び走行装置の異常の有無
- 三 制動装置及び操縦装置の異常の有無
- 四 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
- 五 電気系統、安全装置及び計器の異常の有無

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 (電話番号 06-6630-3252)